

1. 現時点における 8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理予定**(1) 焼却を検討する自治体がある圏域**

- ・仙南圏域（白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町）
- ・黒川圏域（大和町，大郷町，大衡村）
- ・石巻圏域（石巻市，東松島市，女川町）
- ・大崎圏域（大崎市，涌谷町，美里町，色麻町，加美町）

※下線は、試験焼却を行う予定の市町村（平成 29 年 12 月 27 日現在。今後変更になる場合あり）

(2) 焼却以外の処理方法を検討する圏域

- ・亘理名取圏域（名取市，岩沼市，亘理町，山元町）
- ・登米圏域（登米市）
- ・栗原圏域（栗原市）
- ・気仙沼圏域（気仙沼市，南三陸町）

(3) 農林業系廃棄物を保管していない圏域

- ・仙台圏域（仙台市，富谷市）
- ・宮城東部圏域（多賀城市，松島町，七ヶ浜町，利府町）
- ・塩竈圏域（塩竈市）

2. 指定廃棄物等処理促進市町村長会議における合意事項（平成 29 年 7 月 15 日合意）

- 自圏域内で農林業系廃棄物の処理を開始することとし、処理能力に余力を生み出すために一般ごみの受入を全圏域で協力する。具体的には、
 - (1) 既に農林地還元を行っている市町村は、そのまま農林地還元による処理を実施。
農林地還元の意向がある市町村も、準備が整い次第、農林地還元を開始
 - (2) 焼却の意向がある市町村は、自圏域で農林業系廃棄物の焼却を開始
 - (3) 農林業系廃棄物を保管していない市町村及び焼却を行わない市町村は、他圏域からの一般ごみの受入で、農林業系廃棄物の処理を促進

※詳細な内容は、今後、市町村と個別に調整